

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第88号

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4号の2様式中

「

支給決定者	居 住 地	
	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	
障 害 者	加入医療保険の 記 号 及 び 番 号	
	保 険 者 名 及 び 番 号	

」

を

「

支給決定者	居 住 地	
	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第4号の2様式の規定による療養介護医療受給者証は、当該療養介護医療受給者証に記載された適用期間が満了するまでの間、改正後の規則第4号の2様式による療養介護医療受給者証とみなす。